

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私は、20 歳から、父親が農協で国民年金保険料を納付するとともに、昭和 59 年度以降は、私自身が農協の口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付しており、また、市町村役場から納付勧奨を受ければ、欠かさず国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の両親、姉及び兄は国民年金保険料を完納していることから、申立人を含む家族の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、12 か月と比較的短期間であり、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人の父親は、申立期間①前後の期間を通じて住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、申立期間①当時、申立人の父親の農協口座には十分な残高があったことが確認できることから、申立人の父親が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間②については、申立人の農協口座の残高不足により国民年金保険料が口座振替されていなかったことが確認できるが、当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金保険料の口座振替が不能となった場合、

未納者に振替不能の通知を送付するとともに納付勧奨を行っていたと回答しており、申立人についても、納付勧奨が行われていたものと考えられるとともに、昭和 56 年度及び 57 年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立期間②は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間②前後の期間を通じて住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、国民年金保険料が振替不能となった直後には、申立人の農協口座に多額の金額が振り込まれていることが確認できることから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険の加入期間との重複が無いにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が誤って還付されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたが、市町村の国民年金被保険者カードによれば、当該期間は、国民年金の被保険者でなかった期間とされ、納付していた国民年金保険料が41年6月に還付されている。

しかしながら、申立期間については、申立人は国内に居住し、厚生年金保険の被保険者等となっていなかったため、国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年7月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月から26年6月1日まで
② 昭和26年12月1日から27年5月1日まで
③ 昭和29年3月27日から31年12月1日まで

私は、昭和19年5月からC県のD社E事業所で、26年12月1日から31年11月30日までF県のA社B事業所で、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険事務所の記録において昭和29年7月10日までA社B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚は、「自分がA社B事業所を退社する時、申立人はまだ同事業所で勤務していた。」旨を供述していることから、申立人が申立期間③のうち、少なくとも同年7月10日まで勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、C県の事業所からF県の事業所に異動した経緯について、「C県の事業所で経験のあった自分は、A社からF県のB事業所に勤務するように誘われた。」と供述している上、昭和29年7月10日までA社B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる前述の同僚も、「申立人は、C県から異動してきた責任者のうちの一人であり、私がA社B事業所に勤務していた期間は、一貫して申立人の勤務

形態及び業務内容等に変更は無かったと思う。」旨を供述しており、申立人は、社会保険庁の記録上、A社B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年3月26日以降も、事業主により給与から厚生年金保険料の控除が継続して行われていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情から、申立人は、申立期間③のうち、昭和29年3月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和29年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所は昭和29年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間③のうち、昭和29年7月11日から31年12月1日までの期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は29年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、事業主及び当時の同僚等の供述も得られず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無等については不明である。

このほか、当該期間について、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、D社E事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和26年12月1日とされており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないほか、申立人が記憶している同僚の氏名がG社H事業所における社会保険庁の記録に存在することから、17年1月1日から26年6月1日までの期間について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿を確認したところ、同事業所で厚生年金保険の台帳の番号を取得した被保険者の中に、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は昭和27年5月1日とされており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないほか、

事業主及び当時の同僚等の供述も得られず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無等については不明である。

このほか、申立期間①及び②について、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③の期間のうち、昭和29年7月11日から31年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主であるA（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者における資格取得日に係る記録を昭和37年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月15日から同年9月9日まで

私は、昭和37年5月15日から38年9月9日までB丸に通信士として乗船していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人が申立期間において、B丸の通信士として乗船していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するB丸の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間のうち、昭和37年5月26日から同年9月9日までの期間において、同船に通信士として乗船した者は確認できない上、当時の複数の同僚等は、「申立人は、夏になる前の少し肌寒い春に、B丸に通信士として乗船してきた。」旨を供述している。

さらに、当時、B丸の船員保険に係る各種手続を行っていたC組合からは、「どのような職種の者であっても、乗船して勤務する以上、船員保険には必ず加入させていたはずである。」旨の供述が得られたことから、申立人は、申立期間当時、同船に乗船していた同僚等と同様に、事業主により給与から船員保険料を控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当時の同僚は、B丸での標準報酬月額について、船員手帳に記載されている給料と漁獲高に応じた配当との合計額であると供述している上、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該同僚に係る標準報酬月額と船員手帳に記載されている給料額の差額が1万円であることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した船員手帳に記載されている給料額（1万4,400円）と申立期間当時における同船での漁獲高に応じた配当（1万円）との合計額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は昭和38年10月23日に船員保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 12 日から 51 年 8 月 31 日まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、同年 8 月が厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は昭和 51 年 8 月 31 日とされ、社会保険庁の記録と一致している上、雇用保険の記録においても、申立人の同事業所における離職日は同年 8 月 30 日とされていることから、事業主は、申立人の同事業所における退職日を同年 8 月 30 日として届け出ていることが確認できる。

さらに、A 事業所には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。